

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◇ 自販機特例における3万円未満の判定単位

**Q** : いわゆる自販機特例等における3万円未満はどのように判定するのですか？

**A** : 次のように判定します。

### 【解説】

インボイス制度では、仕入税額控除を受けるには、一定の帳簿及び請求書等を保存しなければなりません。売手において適格請求書の交付義務が免除されている3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等又は適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る)については、帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地を記載する必要はないとされています。

これが、いわゆる自販機特例等と言われるものです。

これらの取引に該当するかどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

具体的には、次のとおりです。

- ① 自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入する場合  
⇒ 1回の商品購入金額(1本150円)で判定
- ② ○○施設の入場券(1枚2,000円)を4枚(8,000円)購入し使用する場合  
⇒ 1回の使用金額(4枚8,000円)で判定

